

阿久比町  あなた

# Agui

2021  
4/1

No.1263

卒園おめでとう

## 主な内容

- ②ページ 連載第10回 考えよう！ごみの減量化
- ④～⑤ 新連載第1回 あなたの健康をサポート！  
ページ
- ⑩ページ 4月1日からスマホ決済で町税などの  
納付ができるようになりました

広報あぐい

連載  
第10回

# 考えよう！ごみの減量化



4月1日から

## 旧燃えるごみ収集袋(黄色の袋)は使用できません！

家庭系可燃ごみ処理有料化が始まりました。

4月1日から旧燃えるごみ収集袋(黄色の袋)に入れて燃えるごみを出しても回収しません。燃えるごみは、必ず新燃えるごみ収集袋(オレンジ色の袋)に入れて出してください。

## 残った旧燃えるごみ収集袋(黄色の袋)は交換できます

使用せずに残った旧ごみ袋は、外袋を開封していないものに限り、次のとおり交換します。

- 交換内容 **旧ごみ袋** 同サイズ5パック(10枚入り) → **新ごみ袋** 同サイズ1ロール
- 交換場所 役場庁舎2階 建設環境課窓口

5月10日からは、各地区(右表)を巡回して交換します！地区では旧ごみ袋1パックを新ごみ袋2枚に交換します。役場でも5月20日(木)から同様に交換します。

どの会場も受付時間は、午前9時から午前11時30分までです。

| 会場                      | 受付日      |
|-------------------------|----------|
| 宮津公民館                   | 5月10日(月) |
| 白沢区民館                   | 5月11日(火) |
| 宮津山田集会所                 | 5月12日(水) |
| 板山公民館                   | 5月13日(木) |
| 高根台集会所                  | 5月14日(金) |
| 草木公民館                   | 5月17日(月) |
| 町勤労福祉センター<br>(エスペランス丸山) | 5月18日(火) |
| 植公民館                    | 5月19日(水) |



## 新燃えるごみ収集袋(オレンジ色の袋)の価格

- 大(45リットル) … 500円
- 中(30リットル) … 300円
- 小(20リットル) … 200円



10袋がつながってロール状になっています。どの店舗でも同じ価格です。

## 廃プラ収集袋(白色の袋)は3年前の価格に戻ります

プラスチック製容器包装収集袋(廃プラ収集袋)は今までどおり半透明の白色ですが、価格については、3年前のごみ減量化対策のひとつとして値下げする前の価格に戻ります。

|            | 3月31日まで | 4月1日から |
|------------|---------|--------|
| 大(45リットル)  | 70円程度   | 100円程度 |
| 特大(70リットル) | 90円程度   | 120円程度 |

※ 10袋1パック。  
店舗によって価格は異なります。

## ごみが増えています！さらなる減量化にご協力をお願いします

- ▽ 令和元年度の可燃ごみの収集量 5,445トン(実績)
- ▽ 令和2年度の可燃ごみの収集量 5,785トン(推計) **340トン増加(約6.2%増)**  
(1月分までの収集量は4,850トン)

問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48) 1111(内1211・1212)

## フェイス トゥ フェイス (みんなで協働推進ページ)

**FACE TO FACE** 顔のみえる関係づくりでひろげる阿久比のまちづくり

### あなたが思う 「みんなでつくる協働のまちづくり」の ヒントがきっと見つかる



町民提案や町民活動を支援する仕組み「住民税1%町民予算枠制度」を利用して、実際に行われた事業の報告を聞き、あなたの想いをカタチにしませんか。

※ 今回の報告会は、令和2年度実施事業が対象です。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内容を変更する場合があります。

■ **日時** 4月26日(月)午後6時～午後8時

■ **会場** アグピアホール(中央公民館多目的ホール)

■ **傍聴** 事前申し込みは不要で、どなたでも来場できますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場を制限することがあります。

■ **問い合わせ先** 政策協働課協働推進係 ☎(48)1111(内1310)



#### 「住民税1%町民予算枠制度」 公開事業報告会内容

- ▽ わくわくアイデア事業  
2事業 提案者表彰
- ▽ わくわくコラボ事業  
8事業 団体からの事業報告
- ▽ 審査委員の講評

## 何か新しいことを始めたい、を図書館で!

### 図書館定例講座 受講生募集



※ 新型コロナウイルス感染状況によっては日程変更・中止になる場合があります。

#### ① 文学講座

■ **日時** 5月～令和4年3月の第3金曜日(全10回)午後1時30分～午後3時30分

※ 7月は第2金曜日に開催。8月は開催なし。

■ **定員** 40人

■ **内容** 古典の名作『古事記』の雄略天皇の時代から学ぶ。

■ **講師** 日本福祉大学名誉教授 福岡猛志さん

#### ② 童話作法講座

■ **日時** 5月～11月の第2木曜日(全6回)

午後1時30分～午後3時30分

※ 11月は第3木曜日に開催。8月は開催なし。

■ **定員** 20人

■ **内容** 創作童話の作り方、書き方を指導・添削。

■ **講師** 元新美南吉記念館館長 矢口栄さん

#### ③ 風土記講座

■ **日時** 5月～令和4年2月の第2水曜日(全8回)

午後1時30分～午後3時30分

※ 11月は第3水曜日に開催。8月、1月は開催なし。

■ **定員** 20人

■ **内容** 町内各地に残る伝統行事や風習・習慣を調査。

■ **講師** 元教諭 神谷温三郎さん

#### 共通事項

■ **会場** 町立図書館

■ **対象** 一般成人

■ **受講料** 無料

■ **持ち物** 筆記用具

■ **申込期限** 4月17日(土)

#### ■ 申し込み方法

##### 窓口にて持参の場合

図書館窓口まで申込書をご持参ください。  
(土、日:午前10時～午後5時 平日:午前10時～午後6時 月曜日休館)

申込書は図書館窓口にあります。町ホームページから印刷することもできます。

##### 電子メールの場合

件名を「図書館講座申込」とし、次の内容を入力してください。

1. 希望講座名
2. 住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 連絡先(本人と確実に連絡がとれる連絡先・電話番号)

※ 電話での申し込みは受け付けません。

#### ■ 問い合わせ先

阿久比町立図書館 ☎(48)6231

FAX(48)2733

電子メール tosho@town.agui.lg.jp





## 新連載第1回

# あなたの健康をサポート！



町内在勤の理学療法士が介護予防や健康維持に役立つ体操をお届け

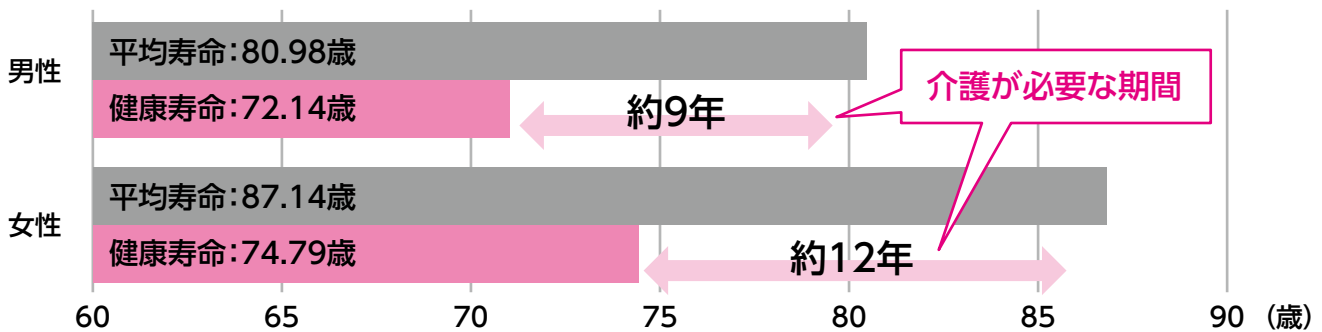
新型コロナウイルスによる生活様式の変化により、外出機会が減り、体力が落ちてしまったという方が多いのではないのでしょうか。自宅でできる簡単な体操を月1回紹介します。皆さんの健康維持や介護予防に役立ててください。

■協力 阿久比リハビリネットワーク 介護老人保健施設 メディコ阿久比  
認定理学療法士(介護予防) 榊原和真

■問い合わせ先 阿久比町地域包括支援センター ☎(48) 1111 (内1127・1128)

## 介護が必要な期間は、男性9年、女性12年

平均寿命から健康寿命を引いた介護が必要な期間は、男性で9年、女性で12年にもなります。介護を必要とせず、健康に過ごすことができる期間を長くするためには、運動習慣をつけることが大切です。



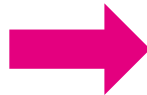
## 全身の筋力をつける体操をしましょう

筋力をつけると、日常動作が楽になり、ダイエットや生活習慣病の予防にもなります。年齢とともに衰える筋力を鍛えましょう。無理をせず、少しずつ回数を増やすようにしてください。

### 上半身のトレーニング(腕立て運動)

肩幅に手を広げ、両膝をつきます。

できるだけ頭を下げます。肘を体から離さないようにしてください。



4秒かけて上体を下げ、4秒かけて上げます！

上の運動が大変という方は、壁を押す運動をしてみてください。



## 下半身のトレーニング(スクワット運動)

足を肩幅に開きます。



膝が前に出ないように意識しながら



背筋を伸ばします。



4秒かけて立ち上がり、4秒かけて座ります。ゆっくり動くことが重要です！



上の運動が大変という方は、膝伸ばしの運動をしてみてください。



片足ずつ、まっすぐ膝を伸ばして5秒止めます。

体操をしたら右の表に○を付けましょう。毎日続けることが大切です！

|     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日にち | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| ○→  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|     | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

## 高齢者タクシー料金助成券を交付

3 すべての人に健康と福祉を



令和3年度の高齢者タクシー料金助成券を、4月1日から交付します。対象は、70歳以上の方です。申請する方は、健康介護課介護保険係の窓口に必要なものを持参してください。

### 申請に必要なもの

#### 【継続の方】

証明書(助成券登録時に作成したもの)、印鑑

#### 【新規の方】

本人の顔写真(縦3センチメートル×横2.5センチメートル)、印鑑、生年月日を証明できるもの(運転免許証・保険証など)

※ 令和3年4月1日より、70歳以上の身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方で、常時寝たきりの状態の方、または車いすを常用している方は障がい者タクシー助成券についても、交付対象となりました。申請の際は身体障害者手帳も併せて持参してください。

問い合わせ先 【高齢者】健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111 (内1125・1126)  
【障がい者】住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111 (内1121)



# 令和3年度 固定資産税・都市計画税について



## 【固定資産税】

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

## 【都市計画税】

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税です。原則、市街化区域内に所在する土地、家屋が対象で固定資産税と合わせて納める税金です。

## 税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{軽減税額}$$

- ▽ 課税標準額…固定資産評価額(特例措置の適用により評価額より低くなる場合があります)
- ▽ 税率…固定資産税1.4%、都市計画税0.3%
- ▽ 免税点…市町村の区域内に同一人が所有する固定資産の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されません。

## 住宅用地の課税標準額・新築住宅の減額措置について

住宅用地とは、住宅の敷地として利用されている土地で、専用住宅や併用住宅の敷地です。

新築住宅の減額措置の対象は、専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で、床面積が50平方メートル(一戸建以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の家屋です。

(1) 住宅用地は、土地の課税標準の特例措置が設けられています。(表1)

(2) 宅地などの課税標準額が、評価替えによって税負担が急増しないよう調整措置をしています。

令和3年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることを踏まえ、地価の上昇などにより、税額が上昇する土地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする調整措置をしています。

※ ただし、令和2年中に土地の利用に変更が生じた場合は、税額が上昇している場合があります。

(例) 前年度と比較し税額が上昇する場合

- ・ 令和2年中に分筆・合筆、地積更正など土地に異動があったもの
- ・ 地目変換、利用形態の変更など課税地目が変更されたもの
- ・ 住宅用地から非住宅用地に変更となったものなど

(3) 新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。(表2)

表1 土地の課税標準の特例率

| 区分                               | 特例率   |       |
|----------------------------------|-------|-------|
|                                  | 固定資産税 | 都市計画税 |
| 小規模住宅用地<br>(200平方メートル以下の部分の住宅用地) | 6分の1  | 3分の1  |
| 一般住宅用地<br>(200平方メートルを超える部分の住宅用地) | 3分の1  | 3分の2  |

表2 新築住宅の減額

| 減額される範囲              | 対象税額          | 減額率  | 対象住宅         | 減額期間 |
|----------------------|---------------|------|--------------|------|
| 住宅部分の床面積が120平方メートル以下 | 全額            | 2分の1 | 一般住宅         | 3年度分 |
|                      |               |      | 認定長期優良住宅     | 5年度分 |
| 住宅部分の床面積が120平方メートル超  | 120平方メートル相当税額 |      | 3階以上の中高層耐火住宅 | 5年度分 |
|                      |               |      | 認定長期優良住宅     | 7年度分 |



**令和3年度税額の計算例**

市街化区域に180平方メートルの住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110平方メートルの住宅(評価額900万円)を令和2年に新築した場合(課税標準額は表3のとおり)

**【土地】**

- (1) 固定資産税課税標準額  
前年度と比べると今年度は上昇しているため、令和3年度課税標準額は今年度に限り負担調整措置を行うため前年度課税標準額と同額とします。

課税標準額=180万円

- (2) 都市計画税課税標準額  
前年度と同額のため、算定した今年度課税標準額がそのまま令和3年度課税標準額となります。

課税標準額=400万円

**【家屋】**

- (1) 固定資産税・都市計画税課税標準額  
課税標準額は評価額と同額となります。

課税標準額=900万円

- (2) 軽減税額  
床面積が120平方メートル以下のため、全額が2分の1の軽減措置の対象となります(表2を参照)

軽減税額は900万円×1.4%×1/2=6万3,000円

したがって、年税額は表4のとおりです。

表3

|               |       |
|---------------|-------|
| 前年度固定資産税課税標準額 | 180万円 |
| 今年度固定資産税課税標準額 | 200万円 |
| 前年度都市計画税課税標準額 | 400万円 |
| 今年度都市計画税課税標準額 | 400万円 |

表4

| 区分                      | 固定資産税     | 都市計画税    |
|-------------------------|-----------|----------|
| 土地①                     | 180万円     | 400万円    |
| 家屋②                     | 900万円     | 900万円    |
| 合計③(①+②)<br>(千円未満切り捨て)  | 1,080万円   | 1,300万円  |
| 税率④                     | 1.4%      | 0.3%     |
| 算出税額⑤(③×④)              | 15万1,200円 | 3万9,000円 |
| 軽減税額⑥                   | 6万3,000円  | -        |
| 年税額⑦(⑤-⑥)<br>(百円未満切り捨て) | 8万8,200円  | 3万9,000円 |
| 年税額                     | 12万7,200円 |          |

**固定資産価格の縦覧などを行います**

**土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内のほかの土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、令和3年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

- 期間 4月1日(木)～4月30日(金)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場所 税務課窓口
- 手数料 無料

**■ 縦覧の対象**

- ▽ 土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- ▽ 家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

**■ 必要なもの**

- ▽ 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

**固定資産課税台帳の閲覧**

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

- 期間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場所 税務課窓口
- 手数料 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日～4月30日)は無料

**■ 必要なもの**

- ▽ 納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

**審査の申し出**

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(ただし、令和3年度に新しく登録された価格に限ります)

- 問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48) 1111 (内1109・1110)



# 令和3年度 国民年金保険料が変わります



## 国民年金とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。加入者は、3つの種別に区分され、それぞれ保険料の納付方法や届出先が異なります。

| 種別      | 対象者                    | 納付方法  | 届出先              |
|---------|------------------------|---|------------------|
| 第1号被保険者 | 自営業者、農林漁業者、学生など        | 全額自分で納付<br>(日本年金機構から送付される納付書による現金納付のほかに、口座振替納付やクレジットカード納付もあります) | 役場<br>住民福祉課国保年金係 |
| 第2号被保険者 | 会社員、公務員など<br>(厚生年金加入者) | 給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤務先が納付                               | 勤務先              |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者     | 自身で保険料を納める必要はありません  | 第2号被保険者の勤務先      |

令和3年度の国民年金第1号被保険者の保険料は  
**月額 1万6,610円です** (令和2年度から70円引き上げ)

### ■ 前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割り引きになる前納制度があります。納付方法や前納の種類は次のとおりです。

| 種類           | 納付書(現金納付) | 口座振替納付                                   | クレジットカード納付 |
|--------------|-----------|--|------------|
| 翌月末振替(割り引なし) | ○         | ○  | ○          |
| 当月末振替(早割)    | ×         | ○  | ×          |
| 6カ月前納        | ○         | ○  | ○          |
|              |           | 申込期限:前期(4月~9月分)は2月末日<br>後期(10月~3月分)は8月末日 |            |
| 1年前納         | ○         | ○  | ○          |
|              |           | 申込期限:2月末日                                |            |
| 2年前納         | ○         | ○  | ○          |
|              |           | 申込期限:2月末日                                |            |

### ■ 免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。免除または猶予が承認されると、未納の場合と違い、受給資格期間に算入されます。ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

### ■ 問い合わせ先

- ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322
- ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)

| 種類          | 納付額      | 年金反映額        |
|-------------|----------|--------------|
| 全額免除        | 0円       | 全額納めた場合の8分の4 |
| 4分の3免除      | 4,150円   | 全額納めた場合の8分の5 |
| 半額免除        | 8,310円   | 全額納めた場合の8分の6 |
| 4分の1免除      | 1万2,460円 | 全額納めた場合の8分の7 |
| 納付猶予・学生納付特例 | 0円       | 年金額に反映されません  |

※ 年金反映額は平成21年4月以後の期間である場合





## スポーツ村開放事業 スポーツ村すこやか町民開放

～ 親子の憩い、芝生の上で遊び、笑い、和やかな時間を過ごしませんか ～

町民の憩いの場として、毎月第3日曜日(家庭の日)にスポーツ村の陸上競技場を無料で開放します。芝生で仲良く遊んだり、友人とバドミントンを楽しんだり、公園のように使うことができます。もちろん競技用トラックを走ることもできます。申し込みは不要です。

■開催日(毎月第3日曜日)

4月18日、5月16日、6月20日、7月18日、8月15日、9月19日

※ 10月以降の予定は10月1日号の広報でお知らせします。

■時間 午前9時～午後4時30分

■場所 阿久比スポーツ村陸上競技場

■注意事項

▽ ごみは各自で持ち帰ってください。

▽ 道具の貸し出しは行いませんので、各自で用意してください。

▽ 以下の行為は禁止します。

①ほかの人の迷惑となる行為、②ペットの入場、③スパイクの使用、④スポーツ団体の使用、⑤火気の使用、⑥硬いボールの使用(サッカーボール、野球ボールなど)

■問い合わせ先 阿久比スポーツ村 ☎(49)2500



## 早朝からふれあいの森を開放

「ふれあいの森早朝開放」を実施しています。憩いの場として利用したり健康増進に役立ててください。

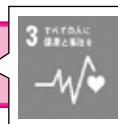
■実施期間 4月1日(木)～9月30日(木)

■開場時間 午前6時(通常は午前9時)

※ 体育室、パターゴルフ場の利用は午前9時からです。

デイキャンプ場については新型コロナウイルス感染拡大防止のため当面利用中止しています。利用再開次第ホームページでお知らせします。

■問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48)8431



## ～ 愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内 ～

被保険者の健康を保持・増進することを目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。助成は、4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所合わせて4泊までです。

利用する方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日に保養所の窓口で、後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

■協定保養所名(場所)と電話番号

▽ おんたけ休暇村(長野県王滝村)

☎0264(48)2111

▽ サンヒルズ三河湾(蒲郡市)

☎0533(68)4696

▽ すいとぴあ江南(江南市)

☎0587(53)5555【予約専用番号】

▽ 豊田市百年草(豊田市)

☎0565(62)0100

▽ 温泉ホーム 松ヶ島(三重県桑名市)

☎0594(42)3330

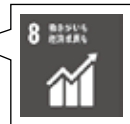
▽ あいち健康の森プラザホテル(東浦町)

☎0562(82)0211

■問い合わせ先 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052(955)1205



## 保育園入園案内(8月入園分)



8月入園希望の受け付けを行います。

※ 入所申込書や案内は随時子育て支援課で配布しています。

■ **受付期間** 4月26日(月)～5月10日(月)の午前9時～午後5時(土、日、祝を除く)

※ 上記期間を過ぎると申し込みはできますが優先順位が下がります。

■ **受付場所** 子育て支援課(10番窓口)

■ **申し込み方法** 子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

※ 提出書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

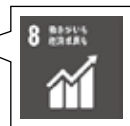
※ 詳しい入所基準は案内を確認してください。

■ **その他** ▽ 年少クラス以上については、自由契約児の受け付けも行います。

▽ 6・7月の入園受け付けも随時行っています。希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

■ **申し込み・問い合わせ先** 子育て支援課幼児保育係 ☎(48) 1111 (内1123・1124)

## 延長保育対応の保育士を募集



子育てが一段落した方、保育士資格を持っているけれど保育園に勤務したことがない方などで、延長保育の時間に働くことができる保育士を募集します。仕事の内容など不安なことがありましたら、気軽に役場へご相談ください。

■ **登録資格** 保育士資格、幼稚園・小学校・養護教諭免許状のいずれか(免許更新を行っていること)

■ **報酬額** (1時間) 1,227円～

■ **登録方法** 次の書類を子育て支援課窓口へ提出してください。

▽ 阿久比町会計年度任用職員登録申請書(登録申請書は、子育て支援課窓口にあります。ホームページからダウンロードすることもできます)

▽ 保育士証の写し、各種免許状の写し

■ **申し込み・問い合わせ先** 子育て支援課幼児保育係 ☎(48) 1111 (内1104)



## 児童扶養手当額のお知らせ

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などへ、生活の安定と児童の健全育成のために支給する手当です。令和3年度の児童扶養手当額は次のとおりです。(令和2年度と変更はありません)



| 区分          |      | 令和3年4月からの月額           |
|-------------|------|-----------------------|
| 児童<br>1人のとき | 全部支給 | 4万3,160円              |
|             | 一部支給 | 4万3,150円～<br>1万180円   |
| 児童<br>2人のとき | 全部支給 | 5万3,350円              |
|             | 一部支給 | 5万3,330円～<br>1万5,280円 |

※ 児童3人以上の場合は、3人目から児童が1人増すごとに最大6,110円が加算されます。

■ **問い合わせ先**

子育て支援課子育て支援係  
☎(48) 1111 (内1130)

## 障害者手当額のお知らせ



障害者手当は、重度の障がいのある在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。令和3年度の障害者手当額は次のとおりです。(令和2年度と変更はありません)

| 区分       |      | 令和3年4月からの月額 |
|----------|------|-------------|
| 特別障害者手当  | (A級) | 3万4,200円    |
|          | (B級) | 2万8,400円    |
|          | (C級) | 2万7,350円    |
| 障害児福祉手当  | (A級) | 2万1,780円    |
|          | (B級) | 1万6,030円    |
|          | (C級) | 1万4,880円    |
| 経過的福祉手当  | (A級) | 2万1,780円    |
|          | (B級) | 1万6,030円    |
|          | (C級) | 1万4,880円    |
| 特別児童扶養手当 | (1級) | 5万2,500円    |
|          | (2級) | 3万4,970円    |

■ **問い合わせ先**

▽ 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について

住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111 (内1121)

▽ 特別児童扶養手当について

子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1130)





# 「その日」に備える防災



No.7

## 「熊本地震」から5年 ～熊本県へ派遣された職員の記憶～

震度7を2回観測し、甚大な被害をもたらした「熊本地震」から早5年が経とうとしています。共に復興業務にあたった熊本県の職員の言葉が今でも思い出されます。

▼ 「前震後、丸一日避難所で働き、眠りに就こうとしていたら、本震。ゴーという大きな音と激しい揺れで足は全然動かなかった。けれど、手は無意識の内に携帯電話を握り締めていた。停電の中、携帯電話の明かりだけが頼りだった」(熊本県御船町20代男性職員)

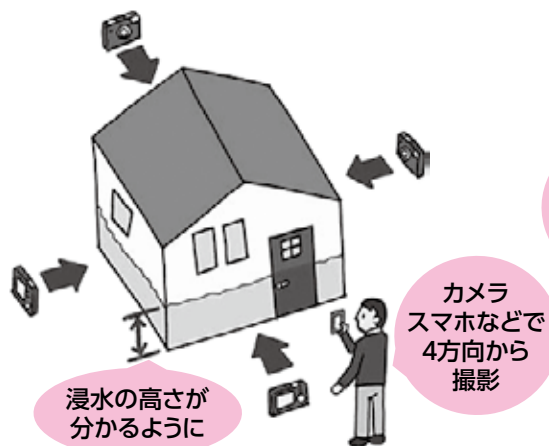
携帯電話は、通信手段としてはもちろんのこと、ライト、インターネットを利用した情報収集、発信、被害の記録のためのカメラなど、災害時になくしてはならない機能がそろっています。必ず予備のバッテリーを備えておきましょう。

## 自宅が被害を受けたときは ～被害状況を写真で保存～

片付けや修理の前に、被害状況を写真で残しておく、町から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に請求する際などに大変役に立ちます。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

### 〈家の外〉

浸水は、メジャーを当て、引きと寄りの構図で撮ると、被害の大きさが良く分かります。



### 〈家の中〉

被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



## 行政無線情報は電話でも

行政無線が聞き取りにくい場合は、☎0569(48)7030へ問い合わせてください。最新のメッセージを聞くことができます。

右図を切り取り線に沿って切ってください、電話機の受話器へ貼っていただくと便利です。

防災無線は  
電話でも

☎0569(48)7030



# ≡ 4月開催予定の春まつりを中止 ≡

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の春まつりを中止します。

- ▽ 高岡(高岡獅子館)   ▽ 坂部(坂部獅子館)   ▽ 萩(大山車)   ▽ 宮津(北組山車・南社山車)
- ▽ 大古根(八幡社山車)   ▽ 横松(横社山車)

■ 問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎(48)1111(内1228)



# “ささエール”事業実施団体を募集

## 暮らし応援サービス“ささエール”事業を4月開始



### ■「暮らし応援サービス“ささエール”事業」とは

地域住民が主体となり、訪問活動、ごみ出し、買い物、調理、掃除、電球交換、庭の手入れなど日常生活上の困りごとへの支援(以下、「生活支援サービス」)をする事業です。

次の「補助対象となる要件」を満たし、補助金交付申請の手続きをした、この事業を実施する団体に、町から補助金(奨励金)を交付します。

### ■実施団体の要件(事前に登録が必要)

- ① 大字自治会、いきいきクラブ、特定非営利活動法人、ボランティア団体またはこれに類する団体であること。
- ② 町内で活動していること。
- ③ 実施団体またはその構成員が、阿久比町暴力団排除条例(平成23年阿久比町条例第20号)第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

### ■補助対象となる要件

- ① 介護保険制度の要支援1・2の方または地域包括支援センターで基本チェックリストを実施し、事業対象者と判定された方(以下、「要支援者等」)に対して生活支援サービスを実施できる体制であること。(補助金の対象となるのは、要支援者等への生活支援サービスのみとなります。ただし、要支援者等以外への生活支援サービスの実施を妨げるものではありません)
- ② 生活支援サービスに従事する方(以下「従事者」)が5人以上いること。
- ③ 年間延べ10回以上生活支援サービスを実施すること。ただし、実施団体が補助金の交付を受ける初年度は、年間延べ5回以上生活支援サービスを実施すること。
- ④ 労働契約を締結した従事者によって、生活支援サービスを実施していないこと。
- ⑤ サービスを受ける方がケアマネジメントを受けていること。

■補助額 要支援者等への生活支援サービスに対して、1件当たり500円

■申請方法 健康介護課介護保険係までご相談ください。

## 説明会を開催

日時：5月21日(金)午後1時30分～午後3時(受け付け:午後1時～)

会場：アグピアホール(中央公民館多目的ホール)

対象：地域の担い手として活動してみたい方、地域の支え合い活動に関心のある方

内容：暮らし応援サービス“ささエール”事業についての説明

申込期限：5月14日(金)

申し込み方法：健康介護課介護保険係まで電話で申し込みください。

■申請・問い合わせ先 健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111 (内1125・1126)

## 「ホタルボランティア」を募集



町では「自然と人間の共生 ホタルを守ろう」を合言葉に、心豊かなふるさとづくりに取り組んでいます。ふれあいの森と東部小学校ではヘイケボタルの養殖飼育をしていますが、エサである巻貝類の確保に苦労しています。

平日昼間の活動が主となりますが、自然やホタルに興味のある方をはじめ、少しでも協力していただける方は、ホタルボランティアに応募してください。

- 活動内容
- ▽ ホタルの飼育活動補助
  - ▽ 巻貝類の調査、確保
  - ▽ そのほか活動の援助など

■応募・問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48) 1111 (内1211)





町民の皆さんの話題やニュースを紹介

# AGUI WATCHING



3/3  
(水)



▲ 入場する卒業生



▲ 卒業証書授与

## 親・先生・友人への感謝を胸に旅立つ

阿久比中学校で卒業式が行われました。マスク着用、換気、席の間隔を空けるなど新型コロナウイルス感染防止策が徹底された会場へ。生徒たちは凜とした表情で入場しました。卒業証書授与ではマスク越しに大きな声で「はい」と返事をして校長先生から卒業証書を受け取りました。昨年と同様、合唱や在校生の見送りなどはありませんでしたが、卒業生は式典後に友人との写真撮影を楽しみ、笑顔で旅立ちました。

## 映像審査でもとびきり元気なダンスを

USA Nationals 2021 (3月27日・28日、映像審査)に出場する木原陽向さん(英比小3年・前左)、江原樹奈さん(東部小3年・前中央)、鈴木柑南さん(東部小4年・前右)、USA Regionals 2021 (2月24日、映像審査)に出場し、第3位に輝いた蒲愛里さん(阿中1年・後ろ右)、江原琉奈さん(阿中1年・後ろ中央)、赤崎真優さん(阿中1年・後ろ左)が町長を表敬訪問しました。(江原琉奈さんと赤崎さんはJHC DANCE CONTEST2020全日本大会で準優勝)これから大会に臨む3人は「映像審査でも一発で決める気持ちで頑張りたい」と笑顔を見せました。

2/24  
(水)



▲ 賞状やトロフィーを手に笑顔

3/16  
(火)



▲ 佳作を受賞!

## 大好きなものが詰まった物語

第32回新美南吉童話賞 自由創作部門 小学生低学年の部で佳作を受賞した山口慧君(東部小2年)が町長を表敬訪問しました。山口君が書いた童話は『はるくんとちいさなお月さま』というタイトルで、主人公のはるくんとビー玉くんと友情を描く物語。物語に登場するビー玉のおもちゃは実際に山口君が好きなおもちゃで、ほかにも山口君が大好きなものが物語に詰まっています。山口君は「また来年も書いて賞をとりたい」と笑顔を見せました。

3/9  
(火)



▲ 大切に使ってね



▲ 歌をプレゼントする園児

## 可愛いティッシュカバー 大切に使ってね

介護老人保健施設メディコ阿久比の利用者が、草木保育園の園児に作業療法で作ったティッシュカバーをプレゼントしました。新型コロナウイルス感染防止のため、園児と利用者との直接の触れ合いはなく、プレゼントは保育士へ手渡されましたが、園児たちは歌のプレゼントとお礼の気持ちを言葉で伝えました。利用者の皆さんは「孫にプレゼントする気持ちで一生涯懸命作ってよかった」と笑顔で話しました。



## — 今月号の表紙 —

3月17日にほくぶ幼稚園で卒園式が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、クラスごとに式が行われました。一人一人しっかりと修了証書を受け取り、祝電披露の際にはもう一方のクラスの園児が録音したメッセージが流され、園児はうれしそうな表情で聞いていました。最後には、入園したときと同じように卒園児が保護者と手をつないで旅立ちました。

あなたは写っていませんか。もし写っていたら、写真をおわけしますのでご連絡ください。 政策協働課調査広報係 ☎(48) 1111 (内線1310)

## 生ごみ処理機・容器の購入費を補助



家庭の台所などから排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化と有効利用を図るため、町内在住の方を対象に生ごみ堆肥化装置購入費の補助を行っています。

- **補助対象** 容器 (EM容器・コンポスト容器) と生ごみ処理機が補助の対象です。一世帯につき容器は2基まで、処理機は1基まで。過去に補助を受けた世帯も一定の条件の下、再度補助を受けて買い換えすることができます。
- **補助金の額** 容器・処理機とも購入金額の2分の1。ただし、容器は1基につき6,000円、処理機は2万円を限度とします。
- **申請・問い合わせ先** 建設環境課環境係 ☎(48) 1111 (内1211・1212)



# 春の全国交通安全運動

4月6日(火)～4月15日(木)

気をつけよう 少しの油断で 加害者に



## 一人一人の安全運転意識の向上が事故防止に

新年度を迎え、新1年生の児童・生徒や新社会人の姿を見掛けるようになりました。この時期は、不慣れな交通環境での通学・通勤による交通事故の発生が心配されます。

春の全国交通安全運動として、次の運動重点に沿った運動が全国で展開されます。皆さん一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故の防止に努めてください。

### 運動重点

- ▽ 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ▽ 自転車の安全利用の推進
- ▽ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上



▲ 交通安全教室の様子



## 毎月11日は横断歩道の日

- ▽ 歩行者は、道路を横断するときは、横断歩道を渡ってください。車が止まっても、焦らず左右を確認してから渡りましょう。
- ▽ ドライバーは、横断歩道を渡ろうとしている方がいたら、必ず一時停止をして歩行者の横断を優先させてください。

■ 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)

# 阿久比町のオアシス 文化の泉

町内で活躍する皆さんの力作を募集しています。



■ 応募方法 掲載を希望する作品などを中央公民館本館窓口まで持参してください。(選考は社会教育課で行います)

■ 問い合わせ先 社会教育課公民館係 ☎(48)1111(内1501)

### 【翠の会作品展】



室重隆翠さん



山本鈴翠さん



福田泰翠さん

展示  
期間

4月9日(金)～4月21日(水) ※ 役場開庁時間のみご覧いただけます。  
庁舎1階ロビーに展示します。広報掲載作品と実際の展示作品が異なる場合があります。



## 犬の飼い主の皆さんへ ～犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください～



狂犬病予防法では、飼い犬を必ず登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けることが定められています。令和3年度の狂犬病予防注射を右表のとおり行います。登録済みの場合は、予防注射のみ受けてください。未登録犬の飼い主や、生後91日以上の子犬を新たに飼い始めた方は、登録と予防注射を受けてください。

集合注射に出掛けられないときは、必ずかかりつけの動物病院などで予防注射を受けてください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により県内に緊急事態宣言が発令されている場合は、宣言期間内の集合注射は中止します。

### ■料 金

- ▽ 予防注射 1頭**3,500円**  
(注射料金2,950円、注射済票交付手数料550円)
- ▽ 新規登録 1頭3,000円
- ※ 東知多狂犬病予防協会の決定により、注射料金が値上げになりました。
- ※ 当日は釣り銭のないようお願いいたします。

### ■集合注射会場へ出掛ける際は

- ▽ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。
- ▽ 首輪が抜けないように十分注意してください。
- ▽ **予防注射通知書(はがき)にある問診票を記入して、必ず会場に持参してください。**
- ▽ **動物病院などで注射を受けるときも、予防注射通知書(はがき)を持参してください。**

### ■飼い方のマナー

- ▽ 動物を好きな方もいれば、苦手な方もいます。知らない間に近所の方に迷惑をかけているかもしれません。マナーを守って飼育してください。
- ▽ **犬の散歩では、ふんの後始末を責任を持って行ってください。**
- ▽ 放し飼いは危険なので、やめてください。

### ■問い合わせ先

建設環境課環境係  
☎(48) 1111 (内1211)

### ■狂犬病予防集合注射の日時、会場

|                   | 日時                | 会場        |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 4月21日(水)          | 午前9時30分～午前9時50分   | 町立図書館駐車場  |
|                   | 午前10時～午前10時15分    | 阿久比団地南風公園 |
|                   | 午前10時25分～午前10時35分 | 福住園高台東公園  |
|                   | 午前10時45分～午前11時05分 | 宮津公民館     |
|                   | 午前11時15分～午前11時25分 | 横松公民館     |
|                   | 午後1時～午後1時20分      | 高根台集会所    |
|                   | 午後1時30分～午後1時45分   | 福住老人憩の家   |
| 4月24日(土)          | 午後2時～午後2時20分      | 高岡老人憩の家   |
|                   | 午前9時30分～午前9時50分   | オアシスセンター  |
|                   | 午前10時～午前10時20分    | 宮津山田集会所   |
|                   | 午前10時35分～午前10時50分 | 北原天満宮駐車場  |
| 4月27日(火)          | 午前11時～午前11時40分    | 草木公民館     |
|                   | 午前9時20分～午前9時40分   | 町立図書館駐車場  |
|                   | 午前9時50分～午前10時10分  | 陽なたの丘集会所  |
|                   | 午前10時25分～午前10時40分 | 白沢台中央公園   |
|                   | 午前10時50分～午前11時05分 | 白沢公会堂     |
|                   | 午前11時20分～午前11時40分 | 中央公民館     |
|                   | 午後1時～午後1時10分      | 萩老人憩の家    |
|                   | 午後1時20分～午後1時35分   | 大古根公民館    |
| 5月7日(金)           | 午後1時45分～午後2時      | 植公民館      |
|                   | 午後2時10分～午後2時30分   | 矢口公民館     |
|                   | 午前9時30分～午前10時     | 草木公民館     |
|                   | 午前10時10分～午前10時25分 | 日生コーポ原前   |
|                   | 午前10時35分～午前10時45分 | 高根台集会所    |
|                   | 午前10時55分～午前11時10分 | 板山公民館     |
| 午前11時20分～午前11時30分 | 宮津山田集会所           |           |
| 午前11時40分～正午       | 丸山公園武道場           |           |





## 汲み取り式のトイレを使用している方へ

～し尿汲み取りには、し尿汲取券が必要です～



- ▽ し尿汲取券は、18リットル分で1枚120円、仮設トイレの場合は9リットル分で1枚120円です。一覧表にある阿久比町し尿汲取券取扱所で購入してください。
- ▽ 汲み取り日にはあらかじめ、し尿汲取券に申込者の印を押し、作業終了後、し尿汲み取り業者（町委託業者）に渡してください。
- ▽ 現金でのし尿汲み取りはできません。

### 令和3年度阿久比町し尿汲取券取扱所一覧表 (4月1日現在・敬称略)

| 地区  | 取扱所店名など     | 代表者   |
|-----|-------------|-------|
| 横 松 | (有)光電       | 水野慎一  |
| 宮 津 | 田中屋         | 田中俊充  |
| 板 山 | (有)マルショー商会  | 榊原武雄  |
| 福 住 | サンフローラ      | 竹内進   |
| 白 沢 | 字東豊石山       | 榊原富子  |
|     | 白沢区民館       | 佐藤文子  |
| 草 木 | 榊源商店        | 竹内銓   |
| 卯之山 | お茶の川一       | 川口宗一  |
| 阿久比 | 字北下川(阿久比神社) | 吉松靖子  |
| 椋 岡 | (有)マルカ櫻屋商店  | 榊原和宏  |
| 高 岡 | カントリー       | 榊野秀明  |
| 植   | こんどう        | 近藤記子  |
| 大古根 | 美芳洋装店       | 新美久美子 |

役場建設環境課(庁舎2階)でも販売しています。

問い合わせ先  
建設環境課環境係 ☎(48) 1111(内1211)

### し尿汲み取りの申し込み方法

- ▽ 阿久比町し尿汲取券取扱所で申し込みください。
- ▽ 月曜日～水曜日の汲み取りは前週の金曜日までに、木曜日～金曜日の汲み取りはその週の火曜日までに申し込みください。
- ▽ 汲み取り日には、し尿汲取券と清掃用の水(バケツ2杯～3杯)を必ず用意してください。作業しやすいように、汲み取り口と通路の整理整頓をお願いします。
- ▽ 冠婚葬祭や雨水が入るなど急に汲み取りが必要になったときは、直接し尿汲み取り業者に申し込みください。

#### 【し尿汲み取り業者】

(株)アグメント ☎(48) 3594

### 令和3年度し尿汲み取り計画

| 地区                 | 汲み取り日(予定)          |
|--------------------|--------------------|
| 横松・萩・宮津            | 毎月第2・第4木曜日と金曜日     |
| 板山・福住・白沢・坂部・卯之山    | 毎月第2・第4月曜日、火曜日、水曜日 |
| 草木                 | 毎月第1・第3木曜日と金曜日     |
| 阿久比団地              | 毎月第4月曜日、火曜日、水曜日    |
| 阿久比・椋岡・矢口・高岡・植・大古根 | 毎月第1・第3月曜日、火曜日、水曜日 |

※ 年末年始(12月30日～1月3日)は汲み取りできません。

## 令和3年度東部知多衛生組合一般会計予算

2市2町(阿久比町、大府市、豊明市、東浦町)で構成している東部知多衛生組合の令和3年度一般会計予算は、次のとおりです。

阿久比町の令和3年度負担金は、2億1,175万3,000円です。

(歳入)

| 科 目      | 金 額            |
|----------|----------------|
| 分担金及び負担金 | 16億7,706万円     |
| 使用料及び手数料 | 2億3,211万3,000円 |
| 国庫補助金    | 6,106万1,000円   |
| 財産収入     | 616万3,000円     |
| 繰越金      | 1,000万円        |
| 諸収入      | 1億7,741万3,000円 |
| 組合債      | 1億7,040万円      |
| 歳入合計     | 23億3,421万円     |

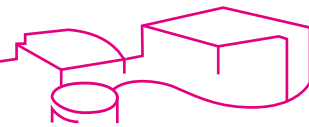
(歳出)

| 科 目  | 金 額            |
|------|----------------|
| 議会費  | 49万9,000円      |
| 総務費  | 5,914万1,000円   |
| 衛生費  | 15億556万9,000円  |
| 事業費  | 2億7,640万円      |
| 公債費  | 4億8,260万1,000円 |
| 予備費  | 1,000万円        |
| 歳出合計 | 23億3,421万円     |

問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562(46)8855



# お知らせ information



## 今月の納税など

固定資産税、都市計画税

全・1期分

納税期限は**4月30日**(金)

※ □座振替の方は、□座の  
残高確認をお願いします。

## 認知症カフェ(オレンジカフェ日向家)



認知症の方やその家族の息抜きや交流の場です。マスクを着用するなど、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止となる場合があります。中止の場合は、町ホームページやアピタ阿久比店内の掲示板でお知らせします。

■日時 4月14日(水)午前10時～正午

■場所 アピタ阿久比店2階フードコート内

■対象 認知症の方やその家族、認知症に関心のある方

■参加費 100円(飲み物・お菓子付き)

■主催 阿久比町(町地域包括支援センター)

■協力 アピタ阿久比店・町社会福祉協議会

■問い合わせ先 健康介護課介護保険係・町地域包括支援センター

☎(48) 1111(内1126・1127)

## 令和3年度 認知症介護家族交流会



認知症の方を介護することは決

して容易なことではありません。

特に在宅で介護している家族には大きな負担がかかりやすいため、介護する側の心身の負担を軽減することが大切です。介護する側に余裕が生まれれば、介護される側にも伝わり、お互いの信頼や安心につながります。

認知症の方を介護している家族のための交流会の予定をお知らせします。交流会には、介護を何年も経験している方、介護を始めてまだ間もない方などさまざまな方が参加しています。参加申し込みは不要です。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日時や内容が変更となる場合があります。

■日程 ※ 全て木曜日

|      |          |
|------|----------|
| 第1回  | 4月1日     |
| 第2回  | 5月6日     |
| 第3回  | 6月3日     |
| 第4回  | 7月1日     |
| 第5回  | 8月5日     |
| 第6回  | 9月2日     |
| 第7回  | 10月7日    |
| 第8回  | 11月4日    |
| 第9回  | 12月2日    |
| 第10回 | 令和4年1月6日 |
| 第11回 | 令和4年2月3日 |
| 第12回 | 令和4年3月3日 |

■時間 午後1時30分～午後3時30分

■場所 町オアシスセンター(町保健センター)2階(機能訓練室)

■持ち物 お茶代100円

■問い合わせ先 町地域包括支援センター

☎(48) 1111(内1127・1128)

## もの忘れが気になりませんか ～認知症相談(忘れる前に)～



認知症は早期に発見し、対応することが大切です。

「最近もの忘れが気になる」「同じことを何度も繰り返し話す」など「何か変だな」と感じたときは、気になった時点でご相談ください。電話での相談予約もできます。

■日程 毎月第1・第3火曜日

|        |               |
|--------|---------------|
| 4月     | 6日・20日        |
| 5月     | 18日 ※ 4日は開催なし |
| 6月     | 1日・15日        |
| 7月     | 6日・20日        |
| 8月     | 3日・17日        |
| 9月     | 7日・21日        |
| 10月    | 5日・19日        |
| 11月    | 2日・16日        |
| 12月    | 7日・21日        |
| 令和4年1月 | 4日・18日        |
| 令和4年2月 | 1日・15日        |
| 令和4年3月 | 1日・15日        |

■時間 午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分

■場所 町地域包括支援センター

■問い合わせ先

町地域包括支援センター

☎(48) 1111(内1127・1128)

## 住宅用地球温暖化対策設備を新設する方に補助金を交付



町では、地球温暖化防止策の一環として、町民のグリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を図ることを目的として、次の対象システムを同時に設置する方へ補助金を交付しています。必ず設置前に申請してください。

■対象 新たに次の対象システムを同時に町内の住宅に設置する方で、町税を滞納していない方

■対象システム(要同時設置)と補助限度額

▽ 住宅用太陽光発電施設(4万円)

▽ 定置用リチウムイオン蓄電システム(5万円)

▽ 家庭用エネルギー管理システムHEMS(1万円)

■申請方法 申請書類を建設環境課(庁舎2階)に提出してください。4月1日から先着順で受け付けます。申請書類は建設環境課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードもできます。



■申請・問い合わせ先

建設環境課環境係

☎(48) 1111(内1211・1212)



お知らせ

**ポリテクセンター名古屋港  
「物流機械運転科」受講生を募集**

- **訓練期間** 7月2日(金)～12月23日(木)
- **対象** 公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をしており、訓練受講が必要と認められ、自動車運転免許(普通自動車以上)を取得している方
- **定員** 20人
- **受講料** 無料(ただし教科書、作業服代などは自己負担)
- **選考** 筆記試験、面接〔6月10日(木)〕
- **応募期限** 5月31日(月)
- **申し込み方法** 入所願書(ハローワークで配布)に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワーク半田に提出してください。
- **その他** 説明会をポリテクセンター名古屋港で4月21日(水)、5月12日(水)、19日(水)の午前9時30分から実施します。(予約不要)
- **問い合わせ先**  
ポリテクセンター名古屋港  
〒455-0844  
名古屋市港区潮風町3番地  
☎052(381)2775

**救命講習に参加しましょう**

- 上級救命講習**
- **内容** 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法、外傷手当、搬送法
  - **日時** 5月4日(火・祝)  
午前9時～午後6時

- **場所** 半田消防署(半田市東洋町1-6)
- **定員** 10人
- **申し込み・問い合わせ先**  
半田消防署救急課  
☎(21)1492
- **普通救命講習Ⅲ**
- **内容** 子どもに対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法
- **日時** 5月23日(日)  
午前9時～正午
- **場所** 阿久比町立中央公民館本館(卯坂字殿越50)
- **定員** 5人
- **申し込み・問い合わせ先**  
東浦西部出張所救急担当  
☎0562(82)1191
- ※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止する場合があります。
- ※ 詳しくは、知多中部広域事務組合消防本部のホームページ(<http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/>)
- ※ 講習の申し込みは先着順で、半田消防署・各支署・出張所で受け付けています。



**ご寄付ありがとうございます**

町に「ふるさと阿久比応援寄付金(ふるさと納税)」で次の方からご寄付いただきました。

- 齋藤裕様(100万円)
- 森福男様(4万円)
- 小川昌治様(3万円)
- 田中淳次様(3万円)
- 木村義和様(3万円)
- 大林泰典様(3万円)
- 井島文子様(3万円)
- 雉野義弘様(2万1,000円)
- 鳥居真生様(2万円)
- 鈴木真由様(1万1,000円)
- 関根一智様(1万円)
- 南形厚志様(1万円)
- 中村欣彦様(1万円)
- 堀江一也様(1万円)
- 田中章雄様(1万円)
- 高村清志様(1万円)
- 基信夫様(1万円)
- 稲垣勝也様(1万円)
- 小野田謙一様(1万円)
- 岩崎翔太様(1万円)
- 早瀬まや様(1万円)
- 矢口聡子様(1万円)
- 大矢良輔様(1万円)
- 竹内秀樹様(1万円)
- 岩本利樹様(1万円)
- 玉井三千子(1万円)
- 片桐英雄様(1万円)
- 松井智亮様(1万円)
- 中村健雄様(1万円)

**編集後記**

外がぽかぽかと暖かくなり、春が来たなあと感じます。緊急事態宣言が解除されたこともあって余計冬が明けたという思いが強いのかもしれません。この広報が皆さんに配られる頃には桜が咲いているのでしょうか。3月中旬にこの文章を書いています。散歩や通勤に満開の桜を見られる日が今から楽しみです。

…と云いつつ、花より団子の私は桜餅や三色団子を食べたいなあ。春の和菓子も楽しみにしています。



**人権擁護委員に河合純子さん**



4月1日付けで、河合純子さん(板山)が、法務大臣から新たに人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されないように全国の市町村に配置されています。阿久比町では4人の人権擁護委員が、定例の人権相談、小学校での人権啓発ワークショップなどの活動に取り組んでいます。

- **問い合わせ先**  
住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内1121)



# 4月1日からスマートフォンアプリで町税などの納付ができるようになりました



スマートフォンアプリで町税、保険料、水道料金などの納付ができるようになりました。

納付書などに印字されているバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取るだけで、事前に登録された銀行口座などから、曜日や場所、時間を気にすることなく納付することができます。

## ■納付可能な町税など

- ▽ 町県民税(普通徴収)
- ▽ 固定資産税・都市計画税
- ▽ 軽自動車税(種別割)
- ▽ 国民健康保険税
- ▽ 後期高齢者医療保険料
- ▽ 介護保険料
- ▽ 水道料金・下水道使用料

## ■利用可能なスマートフォンアプリ



## ■注意事項

- ▽ 領収証書や継続検査(車検)用納税証明書は発行されません。必要な方は指定された金融機関や役場出納室、コンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。継続検査(車検)用納税証明書が必要な方は、役場税務課で申請することもできます。
- ▽ 納期限が過ぎたもの、バーコードの印字がないものは利用できません。
- ▽ 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるものは利用できません。
- ▽ 納付の取り消しはできません。あらかじめご了承ください。
- ※ 詳しい内容については、町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/smartpay.html>)をご覧ください。



## ■問い合わせ先 ☎(48)1111

- ▽ 町県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)について 税務課収納係(内1108)
- ▽ 国民健康保険税について 住民福祉課国保年金係(内1118)
- ▽ 後期高齢者医療保険料について 住民福祉課福祉医療係(内1119)
- ▽ 介護保険料について 健康介護課介護保険係(内1125)
- ▽ 水道料金・下水道使用料について 上下水道課上水業務係(内1219)

**新型コロナウイルス感染拡大防止のために  
みんなで習慣にしよう!**

【あ】【ぐ】【い】【ちょ】【う】で表す啓発標語

【あ】 朝 体温はかって 今日もスタート

【ぐ】 ぐっすり眠って 免疫力アップ!

【い】 いつでも換気 いい空気

【ちょ】 丁度いい その距離保って マスクして

【う】 うがいした? 手洗いの後は忘れずに!

### 人口と世帯

|     |              |        |       |
|-----|--------------|--------|-------|
| 世帯数 | 10,854 (+25) | 2月中の異動 |       |
| 人口  | 28,628人(+25) | 出生 13  | 転入 83 |
| 男   | 14,190人(+3)  | 死亡 17  | 転出 54 |
| 女   | 14,438人(+22) |        |       |

( )は前月との増減数 令和3年3月1日現在

■発行/阿久比町(〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町 大字卯坂字殿越50 ☎0569(48)1111)

編集/総務部政策協働課

■阿久比町ホームページ <http://www.town.agui.lg.jp/>  
資源を大切に!この用紙は再生紙を使用しています。

目の不自由な方が広報あぐいを利用できるよう声の広報ボランティア「あいうえお」がCDに音訳録音しています。録音したCDを利用希望者へ無料で送付しています。利用希望者は、下記までご連絡ください。

■問い合わせ先 町社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎(48)1111(内1523)

